

ワークショップ、策定委員会の意見を踏まえた修正  
 全体構想素案に対するご意見について、次のとおり対応しました。

平成21年12月3日（木）  
 第4回むつ市都市計画マスタープラン策定委員会

◇第1章 主要課題の整理

番号	ページ	ご意見等	ご意見に対する考え方	修正等の方	修正等の内容
101		産業全般という表現は土地利用の表現ではないのではないか（緑）	商業、工業、農業等の産業全般の振興を支えるための土地利用の課題を示しています。	修正なし	
102		「木造住宅密集地」→既存住宅としたほうがいい（黄）	木造住宅密集地とは、旧来の市街地などにみられる老朽化している木造の住宅等が狭い道路のエリアに密集している住宅地をイメージしています。既存住宅地には、区画が整然と整備された閑静な住宅地なども含まれることから、これらを区別して表現しています。	修正なし	
103		「木造住宅密集地」はむつ地域以外をイメージできるようにする（緑）	木造住宅密集地は、むつ地域と大畑地域の市街地、川内地域と脇野沢地域の中心地にみられることから、特に地域を記載していません。	修正なし	
104		「雇用の創出」→都市マスには関係ないのでは（黄）	人口減少の抑制や地域の産業・経済の活性化などは都市づくりの重要な課題であると言えます。課題解決には定住人口の増加が必要であり、その人々の働く場、雇用を生み出す必要があります。そのための居住や産業活動の受け皿となる土地利用、道路等の施設をどのように提供していくかを都市計画で位置づけ、整備等を導いていくものです。	修正なし	
105	3	下水道に「浄化槽」の話がないので追加する（緑）	公共下水道事業区域、集落排水事業区域等以外での排水施設、公共下水道区域の未整備区域での当面の排水施設となることを記述します。	修正あり	P7【下水道・河川】「下水道整備を進める」→「公共下水道、集落排水、浄化槽等の排水施設の整備を進める」
106	その他	都市計画区域のなかだけで、計画を考えたほうがぼやけなくてよいのでは（黄）	合併後、初のまちづくりの指針を策定することも目的の1つと考えて、むつ市全体を対象として検討しています。	修正なし	
107	その他	具体的な商業地づくりのプランがないと、商業地の賑わいは生まれにくい（青）	本マスタープランでは商業地としての土地利用を図るべき範囲（エリア）、その商業地の将来像としての賑わいの創造・再生の方向性を位置づけます。具体的な活性化プラン・施策などは、商業観光の担当部署などとも連携を図り、中心市街地活性化基本計画などの別途作成されるプランで位置づけていきます。	修正なし	
108	その他	用途地域の見直し範囲はいつ頃決めるのか（黄）	本マスタープランの土地利用の計画、実現化方策等を踏まえて、本マスタープラン策定後に用途地域見直し検討、見直し候補地区の抽出を行っていくこととなります。	修正なし	
109	その他	都市計画道路の整備時期は決めるのか（黄）	構想段階の路線等については整備時期の明確化は行いません。	修正なし	
110	その他	下北半島縦貫道路の位置づけは必要（黄）	将来都市構造に「高速広域連携軸」として位置づけ、都市施設の整備方針では「整備の促進」を記載しています。	修正なし	
111	その他	人口減少しているのに、市街地が広がっている（黄）	土地利用フレームにおいて、将来の市街地規模を定めています。これ以上の市街地の拡大は行わない方針としています。	修正なし	

◇第2章 都市の将来像

番号	ページ	ご意見等	ご意見に対する考え方	修正等の方	修正等の内容
201	4	上位計画と共有というのをおかしいので「理念の共有」を「長期総合計画を踏まえる」に言い換える（緑）	ご指摘のとおり修正します。	修正あり	P8【概念図】「理念の共有」→「理念の踏襲」 「共有していく」→「踏襲していく」 P9（2）3行目「を共有していく」→「を踏まえていく」 P9（2）5行目「と共有を図ります」→「を踏まえます」 P11【概念図】「と共有」→「を踏襲」
202	7	4つの目標の「大地」を全体構想へどのように踏まえたのか、説明がない（青）	「大地」は「下北半島・下北広域圏」をイメージするキーワードとしています。下北半島・広域圏の中心地づくりや広域ネットワークの形成などの方向性を踏まえて全体構想を策定しています。	修正なし	
203	9	民有地の自然環境や景観を改善する（青）	自然環境の維持保全、景観づくりには宅地（民有地）も含んでおります。	修正なし	
204	13	将来人口フレームに地元定着などの施策を考慮した案はないか（青）	定住化促進施策などの効果によって人口減少の加速度を食い止めることを考慮しています。	修正なし	
205	13	産業別の人口が必要ではないか（緑）	人口フレームにおいて、産業別就業人口を定めています。	修正なし	
206	その他	キャッチフレーズについて、どんな都市なのかを簡単に表現できないか。 キーワード：「エネルギー」、「自然」 案：生活・産業・自然・エネルギーが共に生きる大地（緑）	下北広域圏の特性を表す「エネルギー」を産業の一部として捉え基本テーマに含めて再提案します。	修正あり	P10、11【概念図】基本テーマ(案)「生活・産業・自然が共に生きる大地」→「生活・産業・エネルギー・自然が共に生きる大地」
207	その他	将来的に市街地を広げるか広げないのかがはっきりしていないと、将来像が想像しづらい（青）	土地利用フレームにおいて、将来の市街地規模を定めています。これ以上の市街地の拡大は行わない方針としています。	修正なし	
208	その他	将来に人口が減少するのであれば、用途地域が広がることにならないか（黄）	土地利用フレームにおいて、将来の市街地規模を定めています。これ以上の市街地の拡大は行わない方針としています。また、用途地域を縮小することを想定すると用途地域無指定区域（いわゆる白地区）となるため、反対に用途制限を緩めることになり、特定用途制限地域の指定等、具体的方策をあわせて検討することが必要となります。	修正なし	

◇第3章 将来都市構造

番号	ページ	ご意見等	ご意見に対する考え方	修正等の方	修正等の内容
301	14	「新たな開発整備を抑制」は削除してもよいのではないか（緑）	今後、市街地の拡大を行わない方針としていることから、自然共生ゾーンでの新たな開発を原則として抑制していくことを定めていますが、自然環境と調和することなど条件が整った計画的な開発整備、既存の集落地内の整備等を考慮して修正します。	修正あり	P18 (3)①「新たな開発整備を抑制」→「無秩序な開発整備を抑制」
302	15	観光拠点→下北全域が観光拠点となるような考え方はできないか（青）	県または東北地方レベルの広域的な観点から見れば下北広域圏が観光拠点と位置づけることも考えられますが、ここではむつ市及び下北広域圏レベルでの拠点を位置づけていることをご理解ください。	修正なし	
303	17,18	医療福祉拠点の位置修正（委）	ご指摘のとおり修正します。	修正あり	P21、22【概念図】 医療・福祉拠点の位置を修正
304	17	薬研佐井線と川内佐井線を結ぶ市道を都市軸に追加する（緑）	複雑な地形と両線とも冬期間閉鎖区間があるため、災害時のう回路機能として機能するかを十分に確認した上で、都市軸への位置づけを検討します。	修正なし	
305	その他	防衛用地の中に都市軸が通っているので、万が一のときの代替道路として338号のバイパスを伸ばす必要がある（緑）	国道338号は災害時に対応した防災機能を有する道路としての位置づけやむつ地域と川内・脇野沢地域を結ぶ重要なネットワーク機能を有する道路としての位置づけを記載します。また、国道であることから、道路機能の強化・防災性の向上に資する整備・改良等については国や県への要望していくこととなります。	記載の追加	P27(1)道路1)広域幹線道路①広域幹線道路及び2)幹線道路①圏域環状幹線道路「災害時に対応した防災機能を有する道路としての位置づけやむつ地域と川内・脇野沢地域を結ぶ重要なネットワーク機能を有する道路としての位置づけ」について文章追加

◇第4章 全体構想

番号	ページ	ご意見等	ご意見に対する考え方	修正等の方	修正等の内容
401	19	都市型居住エリアは住宅地エリアをして、閑静な住宅地として規制すべき（黄）	都市型居住エリアは中心市街地商業地に隣接する生活利便性の高い住宅地をイメージしています。このような位置特性を活かして集合住宅や高齢者向けケア付き共同住宅などの立地も積極的に展開していく方向性も考慮し、低層戸建て住宅を中心とする住宅地エリアとは機能を区分して位置づけています。	修正なし	
402	19	都市型居住エリアの規制・誘導、生活利便性の高い都市型住宅地について、具体的な手法を記載すべき（黄）	上記の住宅地を整備するための基盤整備事業や上物建築の誘導、助成支援制度等を検討していきます。これらの具体的な手法は、実現化方策の検討において整理します。	修正なし	
403	19	住宅地エリアに高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境とあるが、住宅地に商業地を設けるべきでない（黄）	新たに商業地を位置づけるわけではなく、日常必需品などの買い物を想定した住宅系土地利用としています。また、都市型住宅地には隣接する商業地などに至近な生活利便性を活かした高齢者向け住宅や子育て環境の整った住宅地づくりの方針を記載します。	修正あり	P23(1)2)「高齢者や子育て世代に配慮した・・・」→「高齢者向けの住宅供給や子育て環境の充実等を進め、都市機能と隣接した生活利便性が高く安心して暮らせる」
404	19	中心商業エリアの対象がむつ地域の田名部地区としているが、具体的な表現としないと誤解を生じる（黄）	土地利用方針図で示した箇所（おおむね既存の中心商業地）を想定しています。	修正なし	
405	19	「適正な土地利用の規制・誘導」の適正を削除する（緑）	エリア内の既存建物がすべて適正ではないという意味ではなく、今後新たに整備される建物等の誘導を図ることを示しています。	修正なし	
406	19	「都市型住宅地」をわかりやすい表現にする（緑）	利便性の高い商業地に隣接した住宅地をイメージしています。	修正なし	
407	19	新たな住宅地を整備する場合は、行き止まり道路をつくらないようにする（緑）	新たな住宅地整備については、土地区画整理事業等により、道路等基盤の整った住宅地づくりの方向性を位置づけています。	修正なし	
408	19	地区計画などで、用途地域内も細かな建築規制を作るべき（黄）	地区計画の指定の考え方は、実現化方策で記載しています。	修正なし	
409	23	田名部地区の南北をつなぐ道路を整備すべき（黄）	整備の位置づけについて、検討します。	修正なし	
410	23	「都市計画道路の見直しを検討」の「検討」を削除する。（委）	ご指摘のとおり削除します。	修正あり	P27 2)②「都市計画道路の見直しを検討」→「検討」を削除
411	23	「側溝、排水溝の整備」について文章を追加する。（委）	ご指摘のとおり追加します。	記載の追加	P28 3)①「側溝、排水溝の整備」について文章追加
412	23	「導入に向けた検討促進を図ります」を「検討します」に修正する。（委）	ご指摘のとおり修正します。	修正あり	P28 (2)2)「導入に向けた検討促進を図ります」→「検討します」に修正
413	24	下水道に浄化槽の話がないので追加する（緑）	公共下水道事業区域、集落排水事業区域等以外での浄化槽設置、公共下水道区域の未整備区域における当面の浄化槽設置について記載します。	記載の追加	P29 (4)1)「公共下水道事業区域、集落排水事業区域等以外での浄化槽設置」「公共下水道区域の未整備区域における当面の浄化槽設置」について文章追加
414	24	鉄道に対して外来者を呼び込めるため（青森・八戸との連結、新幹線との連結）の工夫を表記する（緑）	通勤通学の移動手段の確保、新幹線駅との連絡の強化による広域的な交流促進、観光・イベント列車の充実による観光促進などの様々な鉄道利用のアイデア、利用促進による来街者の増加について記載します。	記載の追加	P28 (2)1)「通勤通学の移動手段の確保、新幹線駅との連絡の強化による広域的な交流促進、観光・イベント列車の充実による観光促進などへの鉄道利用の促進」について文章追加
415	25	338号バイパスからむつ総合病院に入る道路が整備されていないのでアクセス道路の整備を表記する（緑）	病院へのアクセス性の向上について記載します。	記載の追加	P29 (5)2)「病院へのアクセス性の向上」について文章追加
416	25	「新たな医療施設」の「新たな」を削除する。（委）	ご指摘のとおり削除します。	修正あり	P29 (5)2)「新たな医療施設」→「新たな」を削除
417	25	むつ総合病院に「原発事故等への対応、機能」についての文章を追加します。	ご指摘のとおり追加します。	記載の追加	P29 (5)2)むつ総合病院に「原発事故等の緊急事態に対応できる機能の強化」について文章追加
418	25	その他の公益的施設に交流施設（新たな道の駅など）の表記を追加する（緑）	地域の特性を活かした観光交流施設、情報発信機能の拠点施設となる施設の設置を検討していくことについて記載します。	記載の追加	P30 (5)5)「地域の特性を活かした観光交流施設、情報発信機能の拠点施設となる施設の設置の検討」について文章追加
419	26	図中に、水源地公園のバイパスを圏域環状幹線道路として追加する。（委）	ご指摘のとおり追加します。	記載の追加	P31【方針図】 圏域環状幹線道路に水源地公園付近バイパスを図中に追加

番号	ページ	ご意見等	ご意見に対する考え方	修正等の方	修正等の内容
420	27	「浄化槽による水質汚濁の防止、解消」について文章追加	排水施設（下水道、農村集落排水、浄化槽）の整備による水質の維持と汚濁の防止、解消の方針を記載します。	記載の追加	P32 (3)2「排水施設の整備による河川・水路の水質の維持、汚濁の防止、解消」について文章追加
421	27	幹線道路を避難路として活用していくことについて文章を追加する。(委)	幹線道路の防災ネットワークとしての整備方針を追加します。	記載の追加	P33 (3)3「幹線道路による防災ネットワークの方針」について文章追加
422	その他	偏った地域に下水道整備を行っている(緑)	下水道整備計画に従って整備を進めていることをご理解ください。	修正なし	
423	その他	市役所の移転により、338号バイパスが渋滞するようになった。道路の整備や改善が必要である(緑)	市街地内の交通の課題として整理し、都市計画道路の見直し理由の1つとして活かします。	修正なし	
424	その他	コンパクトシティを目指して、中心市街地の活性化を図る(黄)	都市づくりの目標として「…生活利便性の高いコンパクトな都市づくりを進め…」と記載しており、土地利用の方針において「下北圏域の中心市街地にふさわしい、大型店舗と小型店舗が共存した賑わいのある商業地の形成」と記載しています。	修正なし	
425	その他	計画は少しでも実現していけるように(黄)	市民と協働で計画実現に向けて邁進していきます。	修正なし	
426	その他	財政状況に合わせた計画とすべき(黄)	市の財源だけでは計画の推進は不可能であることから、民間活力の積極的な活用や国・県の事業・支援制度の有効活用などの方向性を実現化方策で記載しています。	修正なし	
427	その他	周辺部に市街地が広がっているため、行政効率が悪い。中心部に空き家が多いので、人を戻す努力が必要(黄)	土地利用の方針において、「街なか居住を推進」することを記載しており、都市づくりの目標として「…生活利便性の高いコンパクトな都市づくりを進め…」で、効率的な行政運営を目指します。	修正なし	
428	その他	都市計画道路は実施時期を明確に示すべき(黄)	構想段階の路線等については、本マスタープランを踏まえて、今後見直し検討を行うこととなります。従って本マスタープランでは整備時期の明確化は行いません。	修正なし	
429	その他	国道279号の線形を改良してほしい(黄)	新規の整備ではなく既存ストック(既存道)を必要に応じて道路改良して幹線道路の充実に目指します。	修正なし	